

## 第1部 農業関係税制のあらまし 編

1 農家の税金	1
2 所得税	
1. 所得税のあらまし	3
2. 農業所得に対する所得税	6
3. 記帳制度	9
4. 青色申告	10
5. 予定納税と特別農業者	12
6. 農業所得計算の特例	13
7. 農地を譲渡した場合の所得税	17
8. 農地を賃貸した場合の所得税	33
3 法人税	
1. 法人税のあらまし	34
2. 法人の所得金額、法人税額の計算	35
3. 農業経営を行う法人の形態	37
4. 農業経営を行う法人の所得に対する特例	38
5. 農地等を譲渡した場合の特例	39
6. 農事組合法人の税務	41
7. 農業経営を行う法人に係る税制上の特例措置	43
4 相続税	
1. 相続税のあらまし	48
2. 相続時精算課税制度	50
3. 相続財産の評価	51
4. 農地等に係る相続税の納税猶予制度	53
5. 事業承継税制（農業者等向け）	68
5 贈与税	
1. 贈与税のあらまし	69
2. 相続時精算課税制度	70
3. 農地等の生前一括贈与を受けた場合の贈与税の納税猶予制度	71
4. 贈与税の他の取り扱い	83
5. 事業承継税制（農業者等向け）	84

税金の具体的内容については、法律、政令、規則、告示のほか、国税庁、総務省その他関係省庁から通知が出ています。具体的な取り扱いについて判断がつかねるときは、税務署や市町村または業務所管官庁などにお尋ね下さい（税務署ではテレホンサービスを随時行っており、匿名でも受け付けています）。

---

<b>6 地価税</b>	
1. 地価税のあらまし	85
2. 農地等についての課税の特例	88
<b>7 登録免許税</b>	
1. 登録免許税のあらまし	90
2. 農地等についての課税の特例	92
<b>8 消費税</b>	
1. 消費税のあらまし	94
2. 消費税の非課税	96
3. 消費税の軽減税率制度	97
<b>9 石油石炭税</b>	
1. 石油石炭税のあらまし	100
2. 石油石炭税の免税及び還付	101
<b>10 印紙税</b>	
1. 印紙税のあらまし	102
<b>11 道府県民税及び市町村民税</b>	
1. 道府県民税及び市町村民税のあらまし	105
2. 土地建物等の譲渡所得の課税の特例	108
<b>12 事業税</b>	
1. 事業税のあらまし	110
2. 事業税の非課税	113
<b>13 地方消費税</b>	
1. 地方消費税のあらまし	114
<b>14 不動産取得税</b>	
1. 不動産取得税のあらまし	115
2. 農地等についての課税の特例	115
<b>15 軽油引取税</b>	
1. 軽油引取税のあらまし	119
2. 軽油引取税の免税	120

---

---

<b>16 固定資産税</b>	
1. 固定資産税のあらまし	121
2. 農地保有に係る課税の強化・軽減	122
3. 施設に対する課税標準の特例	123
4. 土地に係る負担調整措置	123
5. 市街化区域農地の課税の特例(経緯)	126
<b>17 特別土地保有税</b>	
1. 特別土地保有税のあらまし	130
2. 農地等に対する非課税	131
<b>18 事業所税</b>	
1. 事業所税のあらまし	132
2. 事業所税の特例	133
<b>19 都市計画税</b>	
1. 都市計画税のあらまし	134
2. 都市計画税の特例	134
<b>20 国民健康保険税</b>	
1. 国民健康保険税のあらまし	135
<b>【資料】</b>	
令和4年度税制改正主要事項(農林水産関係)	137
東日本大震災の税制上の特例措置(農林水産省要望関連)	138

---

---

## 第2部 農業関係税制の質問・回答編 (農地税制Q&A)

Q 1	農地等を譲渡した場合の譲渡所得の税額の計算……………	141
Q 2	長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分……………	145
Q 3	公共用地として買収された場合の課税の特例……………	146
Q 4	農地の収用により買換えした場合の課税の特例……………	147
Q 5	特定事業用資産の買換え……………	149
Q 6	農地売買に伴う代金が一部翌年になった場合の 確定申告の時期……………	149
Q 7	土地改良事業による譲渡所得課税の特例……………	150
Q 8	農地を交換した場合の課税の特例の適用範囲……………	151
Q 9	相続税と贈与税の税負担の比較……………	152
Q 10	相続税の非課税範囲……………	155
Q 11	相続税・贈与税の農地、施設用地等の評価方法……………	156
Q 12	贈与税の課税対象時点……………	158
Q 13	相続税納付にあたっての特別措置……………	159
Q 14	農地を相続した場合の相続税の納税猶予制度の あらまし……………	160
Q 15	市街化区域内における農地等の生前一括贈与と その特例……………	165

---

Q 16	生前一括贈与の受贈農地を譲渡した場合の取扱い……………	167
Q 17	農地等の贈与税、相続税の納税猶予制度における 兼業農家等の取扱い……………	169
Q 18	農地等の使用収益権設定による経営移譲の場合の 果樹の贈与税の取扱い……………	171
Q 19	畜産業との複合経営を営む農業者が経営移譲のため 農地のみを贈与した場合の家畜の贈与税の取扱い……………	172
Q 20	農業経営基盤強化促進法と税制上の優遇措置等……………	175
Q 21	消費税の軽減税率制度の留意点……………	178

---

第1部

農業関係税制の  
あらし編

# 1 農家の税金

## 凡 例

引用した法令や通知等は、それぞれ次の略語を用いました。

所 法……所得税法  
所 令……所得税法施行令  
所 基……所得税基本通達  
法 法……法人税法  
法 令……法人税法施行令  
相 法……相続税法  
地 価 法……地価税法  
登 法……登録免許税法  
消 法……消費税法  
消 令……消費税法施行令  
石 法……石油石炭税法  
印 法……印紙税法  
措 法……租税特別措置法  
措 令……租税特別措置法施行令  
措 規……租税特別措置法施行規則  
措 通……租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取り扱いについて（昭和46・8・26）、直資4-5、直所4-5、直法2-6  
昭50直資5-17……昭和50年の国税庁の通達番号  
復興財源確保法……東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法  
東 法……東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律  
地 法……地方税法  
地 令……地方税法施行令  
地 法 附……地方税法附則  
旧 地 法 附……平成9年改正前の各年の地方税法附則  
49農経A第〇〇号……昭和49年の農林水産省経済局の通知番号  
48構改B第〇〇号……昭和48年の農林水産省構造改善局の通知番号  
措法34の3②三……租税特別措置法第34条の3第2項第3号  
農振法……農業振興地域の整備に関する法律  
農振整備計画……農業振興地域整備計画  
（独）……独立行政法人

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「農用地利用集積計画」が「農用地利用集積等促進計画」に改正されます。

税法において、「農用地利用集積等促進計画」が適用されるのは、改正農業経営基盤強化促進法の施行日以後となります。

なお、経過措置により、改正農業経営基盤強化促進法の施行後2年間、農用地利用集積計画も適用されます。

農業経営を行う者に対する税金は、農業収入に係る税金と農地に係る税金とに大きく分けられます。

農業収入には、農畜産物の販売、農作業の受託収入などがあり、これに対して所得税（個人）、法人税（法人）、道府県民税及び市町村民税（2つの税目を合せて住民税という）などが課されることとなります。

農業収入に係る税金には、農業振興や畜産振興といった政策的見地等から、所得計算の特例措置等が講じられています。

一方、農地に係る税金では、農地を売ったり買ったりしたとき、又はそれを所有し使用している場合などについて、次のような税金がかかることとなります。

1. 農地を売った場合（注1）	所得税、法人税、地方法人税（注2）、住民税、事業税（法人）、国民健康保険税、印紙税、登録免許税
2. 農地を取得した場合	相続税、贈与税、不動産取得税、特別土地保有税（注3）、印紙税、登録免許税
3. 農地を所有している場合	固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、特別土地保有税、地価税（注4）
4. 農地を貸し付けている場合	所得税、法人税、地方法人税（注2）、住民税、事業税（法人）、国民健康保険税、印紙税、地価税（注4）
5. 農地を使用収益している場合	所得税、法人税、地方法人税（注2）、住民税、事業税（法人）、国民健康保険税

（注1）消費税は、土地（土地の上に存する権利を含みます。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合等を除きます。）については非課税です。また、令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、飲食料品及び新聞に対する軽減税率（8%）制度が実施されることになりました。なお、消費税の課税売上割合を計算する場合には、その金額を分母の金額に含める必要があります。

（注2）地方法人税は、法人の平成26年10月1日以後に開始する事業年度から課税されました。

（注3）特別土地保有税は、平成15年度改正において、当分の間、課税しないこととされました。

（注4）農地及び農地の上に存する賃借権（解約等の制限のあるものに限られます。）については非課税です。ただし、三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地（特定市街化区域農地）等で、生産緑地地区外にあるものは課税されます。

地価税は、平成10年度税制改正において、当分の間、課税しないこととされました。